

# 製品安全データシート

改訂年月日 2011 年 4 月 4 日

## 1. 製品名及び会社情報

製品名 **R'S PRO 強力カビとりクリーナー**  
 会社名 株式会社リンレイ  
 住所 〒104-0061 東京都中央区銀座 4 丁目 10 番 13 号  
 担当部門 秦野工場 生産技術課  
 電話番号 0463-81-5455  
 FAX 番号 0463-82-4700  
 推奨用途 カビとり洗浄剤

## 2. 危険有害性の要約

GHS 分類

健康に対する有害性 皮膚腐食性/皮膚刺激 区分 1  
 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 区分 1

※記載の無いものは分類対象外又は分類できない

GHS のラベル要素  
シンボル



注意喚起語 危険  
 危険有害性情報 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷  
 重篤な目の損傷

危険性 : 常温でも徐々に分解して酸素を放出し、酸化作用のある酸と接触すると塩素ガスを発生する。紫外線により、分解促進される。

有害性 : 1) 酸性溶液と混ざると、次亜塩素酸を遊離し、皮膚・眼などを刺激する。

2) 眼に入った場合はすぐに洗い流し、処置しないと、角膜が侵され、視力低下・失明する可能性がある。

3) 長期皮膚接触すると、刺激により、皮膚炎・湿疹を起こす。

4) 次亜塩素酸ソーダのミストの吸収・誤飲は気管支粘膜の刺激、しわがれ声、咽頭部、口腔、食道、胃部の灼熱感、疼痛、を生ずる。ひどい場合は、肺浮腫・食道、胃に穿孔を生じる。

環境影響 : 水中で徐々に分解する。

## 3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

成分名/化学名	含有量 wt%	CAS.No.	化審法 No.	安全衛生法 No. 通知対象物	PRTR 法 No. 第 1 種、第 2 種
次亜塩素酸ナトリウム	約 3 (有効塩素)	7681-52-9	1-237	非該当	非該当
N,N-ジメチルドデシル アミノキシド	**	1043-20-5	2-195	非該当	非該当
水酸化ナトリウム	0.8	1310-73-2	1-410	非該当	非該当
水	90 以上	7732-18-5	—	非該当	非該当

#### 4. 応急措置

目に入った場合

- ・流水で15分以上洗眼し、医師の手当てを受ける。この場合清浄な微温湯が容易に得られる時は疼痛を軽減する点で冷水洗浄よりも効果がある。

皮膚に付着した場合

- ・直ちに多量の水で洗い流す。必要に応じて医師の診断を受ける。

吸入した場合

塩素ガスを吸入した場合は、直ちに空気の新鮮な場所に移動させ、次の処置をする。

- 1) 新鮮な空気の風通しの良い所で身体を楽にして、休息させる。必要があれば、医師の診断を受ける。
- 2) ガスで眼を痛めたときは、眼を開いたまま洗眼し、医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合

- ・直ちに口の中を水で洗浄し、多量の水又は牛乳や生卵を飲ませる。
- ・意識のない場合は口から何も与えない。
- ・無理に吐かせず速やかに医師の診断を受ける。

#### 5. 火災時の措置

消火方法 : 本製品は引火しない。

周辺火災の場合、火元への燃焼源を断ち、容器を安全な場所に移動する。

移動不可能な場合は容器に注水して冷却する。

消火剤 : 泡、炭酸ガス、粉末など周辺火災に適したもの。

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項

- ・人体や衣服を損傷するので、水洗いにより早急に除去する。

環境に対する注意事項

- ・多量に漏れた場合は、保護具を着用し、空容器に移した後、還元分解(例: 亜硫酸ナトリウム、チオ硫酸ナトリウム溶液)等の措置を講じるか、大量の水で洗い流す。
- ・流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
- ・十分に喚気、拡散等を行う。

#### 7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

- 1) 吸い込んだり、目、皮膚及び着衣に触れないように、適切な保護具を着用し、換気の良い場所で取り扱う
- 2) 作業中に温度が上昇したり、pH が低下したり、重金属類の混入した場合、酸素または塩素を放出するので注意する必要がある。
- 3) 誤って酸と混合した場合は、直ちに苛性ソーダ、消石灰等のアルカリで中和する。
- 4) 発生した塩素ガスが周辺に拡散する恐れがある場合は関係者に連絡を取ると共に、風上に避難、誘導等の措置を講じる。

保管条件

- ・直射日光を避け、冷暗所(20℃以下)に保管する。特に紫外線により分解が促進される。
- ・重金属(コバルト、ニッケル、クロム、銅、鉄など)が存在するとそれらが触媒となり、分解を促進するので貯蔵する容器内にこれらが混入しないようにする。
- ・保管は樹脂製(チタンまたは硬質塩化ビニルなど)又は内側に耐食性材料をライニングまたはコーティングしたもの、または耐食材料で製作したものを使用する。  
腐食性の強いもので鉄製のものを使用できない。ゴム製のもの、長期間には膨潤するものもあるので注意する。

#### 8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度 : 設定されていない

許容濃度 : 設定されていない

設備対策 : 屋内作業所での使用時は、局所排気装置を設置する。

保護具 : 保護眼鏡、ハロゲンガス用防毒マスク、ゴム手袋、ゴム長靴、保護衣等を着用する。

### 9. 物理的及び化学的性質

物理的状态	淡黄色透明の液体
臭気	塩素臭
水への溶解性	溶解
沸点	データなし
pH	13.0 以上 (@25°C)
比重	1.05 (@25°C)
引火点	なし
発火点	なし

### 10. 安定性及び反応性

爆発限界	なし
酸化性	あり
自己反応性・爆発性	通常取り扱いでは安定
粉塵爆発性	通常取り扱いでは安定
安定性	高温で長時間加熱すると、分解する。 熱、光、重金属、酸などに極めて不安定で、急速な分解反応により有効塩素を失う。

### 11. 有害性情報

		次亜塩素酸ナトリウム	N,N-ジメチルドデシルアミノキシド
急性毒性	経口 (マウス)	雄;LD50:6.8ml/kg (有効塩素 10%) 雌;LD50:5.8mg/kg (有効塩素 10%) 幼児経口致死;15~30mL (5%液)	雄;LD50:2, 192mg/kg
	経皮	データ不足のため分類できない。	
	吸入	データ不足のため分類できない。	
皮膚腐食性・刺激性		pH が 11.5 以上であり、皮膚に対し強い刺激性があるため、区分 1 とした。	
眼に対する重篤な損傷・ 眼刺激性		pH が 11.5 以上であり、皮膚に対し強い刺激性があるため、区分 1 とした。	
呼吸器感作性		データ不足のため分類できない。	
皮膚感作性		データ不足のため分類できない。	
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。	
発がん性		データ不足のため分類できない。	
生殖毒性		データ不足のため分類できない。	
特定標的臓器・単回暴露		データ不足のため分類できない。	
特定標的臓器・反復暴露		ラット(7週間)に飲料水として2週間投与で、0.25%以上、13週間投与では0.2%以上で、著しい体重増加抑制が見られた。	記載すべき情報なし
吸引性呼吸器有害性		データ不足のため分類できない。	
水生環境有害性・急性		データ不足のため分類できない。	
水生環境有害性・慢性		データ不足のため分類できない。	

### 12. 環境影響情報

		次亜塩素酸ナトリウム	N,N-ジメチルドデシルアミノキシド
分解性	水中で徐々に分解する。		記載すべき情報なし
魚毒性	水棲生物に有毒で、LD50/96 時間は、アメリカヤナギバエに対し、59mg/L、小エビ 52mg/L		

### 13. 廃棄上の注意

- 1) 容器は使用後、漏れや変質を防ぐため、容器の変形、内部ライニング、塗装の亀裂、剥離、残留物の有無を確認し、水洗い、水切りをしておく。
- 2) 廃液、はそのまま廃棄すると土地、河川を汚染し、農作物、魚介類に影響を及ぼす可能性があるため、そのまま廃棄しない。
- 3) 酸を使用して分解すると塩素ガスを発生し、大気汚染防止上好ましくないため、完全な塩素ガス吸入装置のついた密閉容器中で分解後、廃棄する。

### 14. 輸送上の注意

- 1) 腐食性が強いので運搬容器及び移液設備(配管、バルブ、ポンプなど)は耐食性のあるものを使用する。
- 2) 分解しやすいので、遠距離輸送は避けた方が良い。また、直射日光下の輸送は温度上昇により分解が促進されるため避ける。
- 3) 酸と接触すると分解して塩素ガスを放出するので、混載は避ける。
- 4) 専用容器を他の物質と共用しない。
- 5) 小型容器で輸送する場合、栓のあるほうを上にして積載する。

### 15. 適用法令

次亜塩素酸ナトリウム	N,N-ジメチルドデシルアミノキシド
<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物船舶運送及び貯蔵規則 第 2、3 条告示別表第 1 腐食性物質</li> <li>・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 政令別表第 1 有害物質 Y 類物質(濃度 15 重量%以下)</li> <li>・港則法 施行規則第 12 条 危険物の腐食性物質</li> <li>・航空法 施行規則第 194 条 告示別表第 1 腐食性物質</li> <li>・食品衛生法 施行規則第 3 条 健康を損なう恐れのない化学合成品(別表第 2)</li> <li>・労働安全衛生法 該当しない</li> <li>・毒物及び劇物取締法 該当しない</li> <li>・PRTR 法 該当物質なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法 非危険物</li> <li>・労働安全衛生法 危険物・有機則・特化則・表示物質に該当しない</li> <li>・船舶安全法 該当しない</li> <li>・海洋汚染防止法 有害液体物質(C 類物質等)</li> <li>・毒物及び劇物取締法 該当しない</li> <li>・PRTR 法 該当物質なし</li> </ul>

### 16. その他の情報 (引用文献等)

化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS) 改訂 3 版(国連出版物)

**(注意) このデータシートは製品に関する情報提供を目的としたものであり、記載のデータや評価に関しては必ずしも安全性を十分に保証するものではありません。**